

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本たばこ産業株式会社		コード	2914
提出日	2026/2/27	異動（予定）日	2026/3/25	
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	木寺 昌人	社外取締役	○											△				訂正・変更	有
2	庄司 哲也	社外取締役	○											△					有
3	山科 裕子	社外取締役	○											△				訂正・変更	有
4	朝倉 研二	社外取締役	○														○		有
5	内田 由紀子	社外取締役	○											○		○		新任	有
6	谷内 繁	社外監査役	○										△					訂正・変更	有
7	稲田 伸夫	社外監査役	○														○	訂正・変更	有
8	武石 恵美子	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	木寺昌人氏は2020年4月30日から2021年3月24日まで当社非常勤アドバイザーとして報酬を受けていたことから、上表「役員の属性」に記載しております。なお、同報酬は同氏の有する経験・見識に基づく当社経営・事業への助言に対する対価として支払われたものであり、当社所定の独立性基準（年間1,000万円以下）を満たしているため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 また、同氏は丸紅株式会社の顧問を務めております。当社は同社との間に取引関係がありますが、同氏は業務執行者ではありません。同社との取引金額は、同社の2024年度連結収益の0.1%未満であることに加え、当社の2025年度連結売上収益の0.1%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	長年に亘り、外務省を中心とした官界における要職を歴任し、外交等を通じて培われた豊富な国際経験と国際情勢等に関する高い識見を地政学リスクが高まる世界情勢の中でグローバルに事業を展開する当社グループの経営に反映いただくとともに、更なるコーポレート・ガバナンスの充実に資する助言や監督に大きく貢献いただきました。 同氏のグローバルベースの多様な経験と幅広い知見は、今後も当社グループの経営において必要不可欠であり、引き続き取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上への貢献を期待できることから、当社の社外取締役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
2	庄司哲也氏はNTTドコモビジネス株式会社の出身者です。現在は、同社において相談役を務めておりますが、業務執行者ではありません。当社は同社との間に取引関係がありますが、その取引金額は、同社の2024年度連結営業収益の0.1%未満であることに加え、当社の2025年度連結売上収益の0.1%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 また、同氏は三菱倉庫株式会社の社外取締役を務めております。当社は同社との間に取引関係がありますが、同氏は業務執行者ではありません。同社との取引金額は、同社の2024年度連結営業収益の0.1%未満であることに加え、当社の2025年度連結売上収益の0.1%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	電気通信事業者における代表取締役社長等を歴任して培われた事業執行・企業経営に関する豊富な経験と、企画・人事・グローバル展開・デジタルイノベーションの推進等に関する幅広い識見を、グローバルに事業を展開し、IT/情報セキュリティを今後ますます重要な経営基盤の一つと考える当社グループの経営に反映いただくとともに、独立・公正な立場からの業務執行の監督に大きく貢献いただきました。 同氏の企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見は、今後も当社グループの経営において必要不可欠であり、引き続き取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上への貢献を期待できることから、当社の社外取締役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
3	山科裕子氏は任意団体であるみらいリーダーズリンクにおいて会長理事を務めております。当社は2024年に同団体との間に取引関係がりましたが、2024年における当該取引金額は同団体の2024年度収入の2.2%に相当するものの、その取引金額は20万円未満と僅少であり、当社の2024年度連結売上収益の0.1%未満であることに加え、同氏の務める会長理事は無報酬であることから、当社取締役会の承認を経た上で、実質的に独立性があると判断いたしました。2025年以降は、同団体との間に取引関係はなく、当社所定の独立性基準及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしております。	総合金融サービス事業者における執行役や、当該事業者の子会社における代表取締役等を歴任し、企業経営や事業運営等に関する豊富な経験と幅広く深い識見に基づく客観的な視点を当社グループの経営に反映いただくとともに、独立・公正な立場からの業務執行の監督に大きく貢献いただきました。 同氏の企業経営者としての経験に裏打ちされた幅広い視野と高い視座は、今後も当社グループの経営において必要不可欠であり、引き続き取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上への貢献を期待できることから、当社の社外取締役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
4	該当事項はありません。	化学品専門商社における代表取締役社長や代表取締役会長等を歴任し、グローバルでの企業経営や事業運営、企業風土変革等に関する卓越した経験と多角的な識見をグローバルに事業展開する当社グループの経営に反映いただくとともに、独立・公正な立場から業務執行の監督に大きく貢献いただきました。 同氏のグローバル展開する上場企業の経営トップとしての経験や実績に裏打ちされた幅広い視野と高い視座は、今後も当社グループの経営において必要不可欠であり、引き続き取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上への貢献を期待できることから、当社の社外取締役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

5	<p>内田由紀子氏は京都大学「人と社会の未来研究院」において院長・教授を務めております。当社は、同氏が院長・教授を務める京都大学との間に取引関係がありますが、その取引金額は、同大学の2024年度収入の0.1%未満であることに加え、当社の2025年度の連結売上収益の0.1%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。また、当社は同大学に寄付を行っておりますが、その寄付金額は、同大学の2024年度収入の0.1%未満であることに加え、当社の2025年度の連結売上収益の0.1%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>ウェルビーイング研究の専門家として国際的な学会組織の理事や政府審議会の委員等を歴任し、社会心理学及び文化心理学に関する高度な専門性と豊富な経験を有しております。同氏は過去に顧問又はアドバイザーになること以外の方法で会社の経営に関与していませんが、同氏の卓越した知見と深い洞察力を、JT Group Purposeである「心の豊かさを、もっと。」の実現に向け絶えず進化を続ける当社グループの経営に反映いただくとともに、更なるコーポレート・ガバナンスの充実に資する助言や監督を行っていただくことを期待できることから、当社の社外取締役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。</p>
6	<p>谷内繁氏は財務省での勤務経験がありますが、財務省の要職を退任してから一定期間が経過しており、当社所定の独立性基準（過去3年間）及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしております。</p>	<p>長年に亘って各省庁における幅広い領域での要職を歴任し、財務や法務等に関する豊富な経験と幅広く深い識見を有しております。同氏の豊富な経験に裏打ちされた幅広い視野と高い視座は、不確実性が高い事業環境下における当社グループの実効的な監査に大きく寄与いただけるものと判断しております。加えて、常勤監査役かつ社外監査役としての役割を通じて、第三者視点での監査の充実が図られ、当社グループのコーポレート・ガバナンスの更なる向上につながるものと考えていることから、当社の社外監査役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。</p>
7	<p>該当事項はありません。 稲田伸夫氏は野村證券株式会社の社外取締役を務めております。同社は当社株式を保有していますが、その持株比率は当社の発行済み株式総数の0.05%未満です。当社は同社との間に取引関係がありますが、同氏は業務執行者ではありません。その取引金額は、同社の2024年度連結収益の0.1%未満であることに加え、当社の2025年度連結売上収益の0.1%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 また、同氏は住友商事株式会社の社外取締役を務めております。当社は同社との間に取引関係がありますが、同氏は業務執行者ではありません。同社との取引金額は、同社の2024年度連結収益の0.1%未満であることに加え、当社の2025年度連結売上収益の0.1%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>法曹界及び省庁における要職を歴任し、法務やコンプライアンス等に関する豊富な経験と幅広く深い識見を有しております。同氏の豊富な経験に裏打ちされた幅広い視野と高い視座は、不確実性が高い事業環境下における当社グループの実効的な監査に大きく寄与いただけるものと判断するとともに、当社グループのコーポレート・ガバナンスの更なる向上にもつながるものと考えていることから、当社の社外監査役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。</p>
8	<p>該当事項はありません。 武石恵美子氏は東京海上日動火災保険株式会社の社外監査役を務めております。当社は同社との間に取引関係がありますが、同氏は業務執行者ではありません。同社との取引金額は、同社の2024年度経常収益の0.1%未満であることに加え、当社の2025年度の連結売上収益の0.1%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 また同氏は、鹿島建設株式会社の社外監査役を務めております。当社は同社との間に取引関係がありますが、同氏は業務執行者ではありません。同社との取引金額は、同社の2024年度連結売上高の0.1%未満であることに加え、当社の2025年度連結売上収益の0.1%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>人的資源管理や女性労働論等を専門とする大学教授や厚生労働省の労働政策審議会等での委員、事業会社での社外監査役等を歴任し、人事制度・労働政策等やコーポレート・ガバナンスに関する幅広い経験と高度かつ深い識見を有しております。同氏の豊富な経験に裏打ちされた幅広い視野と高い視座によって、不確実性が高い事業環境下における当社グループの実効的な監査に大きく寄与いただけるものと判断するとともに、当社グループのコーポレート・ガバナンスの更なる向上にもつながるものと考えていることから、当社の社外監査役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。</p>

4. 補足説明

会社法に定める社外性の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社の取締役会において制定した「社外役員の独立性基準」では、当社の独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役を意味する。）は、以下に掲げる事項の全てに該当しない者とすることを定めております。

1. 当社及び当社の子会社（以下、当社グループ）の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役、執行役及び従業員を含む。以下同じ。）※社外取締役を指定する場合
2. 過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの取締役、会計参与又は監査役であったことのある者（業務執行者であったことがある者を除く。））にあつては、当該役職への就任の前10年間）において、当社グループの業務執行者であった者 ※社外取締役を指定する場合
3. 過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの監査役であったことのある者にあつては、当該役職への就任の前10年間）において、当社グループの取締役、会計参与、執行役、従業員であった者 ※社外監査役を指定する場合
4. 過去3事業年度のいずれかの事業年度において、当社との取引金額が取引先又は当社の連結売上高の2%を超える者（但し、取引金額が1億円以下の場合を除く）。その者が法人等の場合は、当該法人等の業務執行者
5. 過去3事業年度のいずれかの事業年度において、当社事業報告「企業集団の主要な借入先」に記載されている金融機関の業務執行者
6. 過去3事業年度のいずれかの事業年度において、当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務（以下、コンサルティング業務等）を提供し、1,000万円超の金銭等を得ている者。法人等の団体である場合は、過去3事業年度のいずれかの事業年度において、当該団体の年間総収入の2%以上の金銭等を得ている団体に所属する者（但し、当該団体の年間総収入の2%未満であっても、当該団体に所属する者が関与した当社に対する一又は複数のコンサルティング業務等の対価が1,000万円を超える場合、当該関与した者を含む。）
7. 現在当社の会計監査人である監査法人に所属する者又は過去3年間に於いて所属していた者
8. 当社の発行済株式総数の10%超を保有している者又は当該株主が法人である場合にはその業務執行者又は過去3年間に業務執行者であった者
9. 当社グループの業務執行者、最近において当社グループの業務執行者であった者、当社の業務執行者でない取締役又は上記4から8に該当する者（これらにつき重要でない者を除く）の配偶者等（配偶者又は二親等内の親族をいう。以下第10項において同じ。） ※社外取締役を指定する場合
10. 当社グループの業務執行者、業務執行者でない取締役、会計参与若しくは最近においてこれらに該当していた者又は上記4から8に該当する者（これらにつき重要でない者を除く）の配偶者等 ※社外監査役を指定する場合
11. 当社の業務執行者を社外取締役又は社外監査役として受け入れている会社の業務執行者
12. 過去3事業年度のいずれかの事業年度において、当社から1,000万円超の寄付を受け取っている者。その者が法人等の団体である場合は、当該団体の年間総収入額若しくは連結売上高の2%を超える寄付（但し、寄付の金額が1,000万円以下の場合を除く）を受け取っている当該団体の業務執行者

なお、上記のいずれかの事項に該当する場合であっても、候補者の過去及び現在の従業の状況等を調査検討した結果、会社法に定める社外性の要件を充足しており、かつ、実質的に独立性があると判断される場合には、取締役会の承認を経て、当該候補者を独立役員とする場合がある。その場合は、判断理由を対外的に説明するものとする。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。